【用語の解説】

（歳入）

1　国民健康保険税

国民健康保険事業の費用に充てるため、世帯主などの納税義務者から徴収する。

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれている。

国民健康保険税の基本的な考え方は以下のとおり。

（医療分）その年度に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金（自己負担金）と国・県からの支出金を差し引いた分。

（後期高齢者支援分）その年度に納付すべき後期高齢者支援金から、国・県からの支出金を差し引いた分。

（介護納付金分）その年度に納付すべき介護納付金から、国・県からの支出金を差し引いた分。

これらの総額を、世帯ごとの加入者数や、所得などに応じて公平に負担するように決められる。

本来は保険「料」だが、東京２３区や一部の政令指定都市などを除き、ほとんどの市町村が地方税法の規定により、保険「税」として徴収している。（埼玉県はすべて「税」。）

2　使用料及び手数料

滞納繰越分の督促手数料。（現在は廃止。廃止前の分が入金されるケースがあるため、科目の設定を行っている。）

3　国庫支出金

主なものは以下のとおり。

①－１　療養給付費等負担金（医療分）

国の定率負担分として、一般被保険者の保険給付費の合算額（療養給付費、療養費及び高額療養費）から保険基盤安定繰入金の２分の１及び前期高齢者交付金を控除した額の３２％が交付される。

①－２　療養給付費等負担金（後期高齢者支援金分、介護納付金分）

国の定率負担分として、一般被保険者の後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する保険者負担額の３２％が交付される。

②高額医療費共同事業負担金

国民健康保険団体連合会へ支出する高額医療費共同事業拠出金の一部を国・県が負担するもの。（負担割合：国１／４・県１／４・市１／２）

※高額医療費共同事業については、７①を参照。

③特定健康診査等負担金

生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の抑制を目的に、平成２０年４月から各医療保険の保険者に義務付けられた特定健康診査等に係る費用の一部を国・県が負担するもの。（負担割合：国１／３・県１／３・市１／３）

④調整交付金

ア　普通調整交付金

一般被保険者に係る所得を考慮して算出する額（調整対象収入額）が、一般被保険者に係る療養の給付費の保険者負担金額、療養費支給等を考慮して算出する額（調整対象需要額）に満たない市町村に対し、市町村間における財政力の不均衡を解消するため国から交付されるもの。

イ　特別調整交付金

画一的な財政力の測定基準によって交付される普通調整交付金の配分では、措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して国から交付される。

※特別の事情：保険税軽減、ジェネリック医薬品促進事業、結核・精神疾患に係る費用が一定基準以上、経営姿勢に対する高評価など

４　療養給付費交付金

退職被保険者等の医療給付費及び退職被保険者等に係る後期高齢者支援金は、退職被保険者等に係る国保税及び被用者保険等保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われることになっており、社会保険診療報酬支払基金から交付される。

５　前期高齢者交付金

６５歳から７４歳までの者（前期高齢者という。）は、国保や被用者保険など各々の医療保険制度で医療を受けているが、国保には退職者が大量に加入することで、被用者保険など他の制度との間で前期高齢者に係る医療費の負担に不均衡が生じている。

これを調整するため各制度の７５歳未満の加入者数に応じて、前期高齢者医療費を負担するよう財政調整を行うもので、社会保険診療報酬支払基金から交付される。

６　県支出金

①高額医療費共同事業負担金

（３②を参照）

②特定健康診査等負担金

（３③を参照）

③都道府県調整交付金

平成１７年度の国から地方への税源移譲に伴い創設。以下の２種類がある。

ア　普通調整交付金

市町村間における被保険者数、所得水準及び医療費水準の格差に着目し、一定の算出式により交付される。ただし、税源移譲に伴い療養給付費等負担金の支給率が減額されたことによる各保険者の国保財政への影響を考慮し、当分の間は医療給付費の定率国庫負担金減少相当分を補填する。

イ　特別調整交付金

国民健康保険事業の健全な運営を推進する事業（医療費適正化対策、徴収対策、適用適正化対策などに要する経費）に対して交付されるもの。

７　共同事業交付金

①高額医療費共同事業交付金

国民健康保険団体連合会が実施主体となり、高額医療費（１件８０万円超）の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、市町村からの拠出金を財源とし、財源調整を行う事業の交付金。１件８０万円を超えた部分に５９／１００を乗じて得た金額が国民健康保険団体連合会から交付される。

②保険財政共同安定化事業交付金

国民健康保険団体連合会が実施主体となり、県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、市町村からの拠出金を財源とし、財源調整を行う事業の交付金。１件１０万円を超え、８０万円までの部分について、国が定めた算出式により算定した金額が国民健康保険団体連合会から交付される。

※平成２７年度から、調整対象がすべての医療費に拡大された。

８　財産収入

保険給付費支払基金等に利子が発生した場合に備え、科目設定をしている。

９　一般会計繰入金

一般会計からの補助。市町村の義務として行わなければならないもの（法定）と、歳入不足の解消や安定した国保運営を目的に、政策的に行うもの（法定外）がある。

法定のものは以下のとおり。

①保険基盤安定繰入金

低所得者が多い国保の構造的問題に対応するためのもの。以下の２種類がある。

ア　保険税軽減分　保険税軽減の対象となる被保険者の保険税について、軽減相当額を一般会計から繰入れるもの。（財源：県３／４、市１／４）

イ　保険者支援分　中間所得者層の保険税負担を軽減することを目的に、保険税軽減となる低所得者数に応じ、平均保険税の一定割合を繰入するもの。（財源：国１／２、県１／４、市１／４）

②事務費等繰入金

国民健康保険事務に要する経費相当分について、一般会計から繰入れるもの。

③出産育児一時金繰入金

出産育児一時金に係る費用の２／３を市負担分として、一般会計から繰入れるもの。（地方交付税措置がなされている。）

④財政安定化支援事業繰入金

被保険者に低所得者や高齢者が多い、病床数が過剰である、などの保険者の責めに帰することのできない事情による保険税の減収、医療費の増加に着目して、一般会計からの繰り入れについて地方交付税措置が設けられており、その額に見合った繰入金。

１０　基金繰入金

保険給付費支払基金からの繰入金。

１１　繰越金

前年度の剰余金を翌年度歳入として繰り越したもの。

１２　諸収入

保険税の延滞金や、国保資格喪失後の受診に係る不当利得の返還金、第三者行為による損害賠償金など。

（歳出）

１　総務費

被保険者証、納税通知書、督促状などの印刷製本費・郵送料、システム借上料、レセプト点検補助員の賃金、国保連合会への負担金、国民健康保険運営協議会委員の報酬など、国民健康保険の事務全般に要する経費、

２　保険給付費

①療養給付費（一般・退職）

一般・退職被保険者等が疾病、負傷に対し療養の給付を受けた場合、保険医療機関、薬局へ支払う保険者負担の費用。（いわゆる７割・８割負担の分。）

②療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等が、治療用装具の購入その他やむを得ない理由により自費で負担したものや、柔道整復、あんま、マッサージ、はり、灸の費用について保険者負担相当分の費用を後日払い戻すもの。

③審査支払手数料

療養取扱機関から提出された診療報酬の請求内容審査と医療費の支払いについては、国保連合会が行っており、その診療報酬明細等の審査等に係る手数料費用。

④高額療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の一部負担金相当分を後日払い戻すもの。

※近年は、限度額適用認定証等を使用して現物給付となる場合が多い。

⑤高額介護合算療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合、その超えた分の自己負担相当分を後日払い戻すもの。

⑥移送費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で、災害現場や離島などからやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担相当分を後日払い戻すもの。

⑦出産育児一時金

国保被保険者が出産したときに、世帯主に対して出産育児一時金（４２万円・子供１人につき）を支給するもの。

⑧葬祭費

国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費（５万円）を支給するもの。

３　後期高齢者支援金等

７５歳以上の者が加入する後期高齢者医療制度への拠出金として、各医療保険者が負担するもの。被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金が金額を決定する。

※後期高齢者医療制度の財源構成は、公費５：保険料１：保険者支援金４が原則。

４　前期高齢者納付金

各保険者が各保険者の前期高齢者給付費及び後期高齢者支援金の額をもとに、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定した額を負担する。つまり、当該負担額が当該保険者の前期高齢者に係る給付費等の額よりも低い場合には、その差額が交付金として交付され、高い場合はその差額につき納付金を診療報酬支払基金に納付する。

５　老人保健拠出金

老人保健医療費の財源として診療報酬支払基金が交付する交付金の財源となる拠出金としての費用。（老人保健制度は平成２０年３月で廃止となっているが、過年度精算とそれに係る事務費分が残る。）

６　介護納付金

介護保険第２号被保険者分の、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する費用

７　共同事業拠出金

①高額医療費共同事業拠出金

国民健康保険団体連合会が実施主体となり、高額医療費（１件８０万円超）の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、財源調整を行う事業の市町村が負担すべき拠出金。過去３か年の医療費実績に応じて金額が決定する。

②保険財政共同安定化事業拠出金

国民健康保険団体連合会が実施主体となり、県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、財源調整を行う事業の市町村が負担すべき拠出金。過去３か年の医療費実績、被保険者数、所得金額に応じて金額が決定する。

８　保健事業費

①特定健康診査等事業費

生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に実施する特定健康診査・特定保健指導に係る費用。

②保健事業費

人間ドック補助に要する費用や、医療費通知の郵送料、保養施設利用補助に要する費用など。

９　基金積立金

保険給付費支払基金への積立費用。

１０　公債費

現金が不足した場合、一時的に金融機関から借入れを行った場合の利子相当分を科目設定。

１１　諸支出金

過年度の国保税に還付が生じた場合の還付金や、国・県の支出金の精算の結果、還付が発生する場合の償還金。

１２　予備費

予算に不足を生じ、かつ緊急に支出する必要が生じたものに充当する。